

## 平成29年度決算状況等について

(各款及び不用額の説明等)

### 【歳入】

歳入総括表

(単位：千円)

	当初予算額	補正予算額	予算現額A	決算額B	差引 B-A
1 国民健康保険税	2,943,155	▲ 115,814	2,827,341	2,972,927	145,586
2 使用料及び手数料	45	0	45	6	▲ 39
3 国庫支出金	4,384,368	▲ 280,748	4,103,620	4,352,794	249,174
4 療養給付費等交付金	465,909	▲ 57,729	408,180	401,463	▲ 6,717
5 共同事業交付金	4,411,878	▲ 426,883	3,984,995	3,984,995	0
6 前期高齢者交付金	5,043,226	3,648	5,046,874	5,046,875	1
7 道支出金	946,477	▲ 37,451	909,026	984,622	75,596
8 財産収入	82	22	104	90	▲ 14
9 繰入金	1,767,422	129,169	1,896,591	1,776,802	▲ 119,789
10 諸収入	13,739	▲ 845	12,894	17,211	4,317
11 繰越金	0	446,653	446,653	446,652	▲ 1
合計	19,976,301	▲ 339,978	19,636,323	19,984,437	348,114
繰入金のうち赤字補てん分	0	71,079	71,079	0	▲ 71,079

### ①国民健康保険税

国民健康保険税は、個人ごとではなく世帯ごとに課税します。医療分、支援分、介護分からなり、それぞれ所得割(前年中の所得に応じて計算)、均等割(世帯内の加入者の人数に応じて計算)、平等割(一世帯当たり年間定額で計算)があります。また、制度上の大きなくくりとして一般被保険者分(一般分)と退職被保険者分(退職分)に分かれています。

- ・医療分…医療保険の費用にあてるための国保税
- ・支援分…後期高齢者医療制度を支援するための国保税
- ・介護分…介護保険の費用にあてるための国保税(40歳から64歳までの方が対象)

国民健康保険税 1億4,558万6千円の増は、調定額の増減及び収納率の増によるものです。

- ・医療一般分
  - 収納率…現年課税分 94.54% (1.29%増)、滞納繰越分 28.15% (3.45%増)
  - 収納額…1億817万3千円の増
- ・医療退職分
  - 収納率…現年課税分 98.05% (0.29%増)、滞納繰越分 53.92% (7.68%増)
  - 収納額…60万6千円の減
- ・支援一般分
  - 収納率…現年課税分 94.56% (1.30%増)、滞納繰越分 28.58% (2.70%増)
  - 収納額…3,200万円の増

・支援退職分

収納率…現年課税分 98.04% (0.26%増)、滞納繰越分 56.20% (6.55%増)

収納額…12万3千円の減

・介護一般分

収納率…現年課税分 92.30% (1.32%増)、滞納繰越分 27.08% (2.62%増)

収納額…650万7千円の増

・介護退職分

収納率…現年課税分 97.87% (0.14%増)、滞納繰越分 56.49% (8.47%増)

収納額…36万5千円の減

※収納額は現年課税分＋滞納繰越分

収納率の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度比
<b>一般被保険者</b>	<b>69.99%</b>	<b>71.04%</b>	<b>73.21%</b>	<b>75.60%</b>	<b>78.46%</b>	<b>2.86%</b>
現年課税分	91.15%	90.98%	91.71%	93.09%	94.39%	1.30%
滞納繰越分	21.88%	22.22%	24.58%	24.90%	28.14%	3.24%
<b>退職被保険者等</b>	<b>94.37%</b>	<b>93.75%</b>	<b>93.46%</b>	<b>92.45%</b>	<b>91.92%</b>	<b>△ 0.53%</b>
現年課税分	97.74%	97.74%	97.48%	97.76%	98.02%	0.26%
滞納繰越分	47.24%	39.47%	48.96%	47.16%	54.78%	7.62%
<b>総計</b>	<b>71.73%</b>	<b>72.43%</b>	<b>74.21%</b>	<b>76.15%</b>	<b>78.71%</b>	<b>2.56%</b>
現年課税分	91.76%	91.51%	92.07%	93.28%	94.47%	1.19%
滞納繰越分	22.30%	22.48%	24.95%	25.21%	28.43%	3.22%

②使用料及び手数料

国民健康保険税の納税証明書の発行手数料です。

使用料及び手数料は、3万9千円の減です。

③国庫支出金

保険給付費等について、国から負担割合に基づいて支出される療養給付費負担金などの国庫負担金と財政調整交付金などの国庫補助金があります。

・療養給付費負担金、特定健康診査等負担金、財政調整交付金(普通・特別)等

国庫支出金 2億4,917万4千円の増は、療養給付費等の国庫負担金が1億3,530万7千円の増、財政調整交付金等の国庫補助金で1億1,386万7千円の増となったものです。

#### ④療養給付費等交付金

退職被保険者等の保険給付費等に必要な財源です。被用者保険等の各保険者が拠出し、社会保険診療報酬支払基金から交付されます。

療養給付費等交付金 671 万 7 千円の減は、退職被保険者等の医療費が減となったものです。

#### ⑤共同事業交付金

財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業に必要な財源です。都道府県単位で実施されるもので、国保の各保険者が拠出し、国保連合会から交付されます。

##### ・保険財政共同安定化事業

市町村間の保険料の平準化と保険財政の安定化を図るため、80 万円までの医療費を対象として各保険者からの拠出金を財源として交付金を交付する事業です。

##### ・高額医療費共同事業

高額な医療費の発生による国保財政に与える影響を緩和するため、レセプト1件当たり 80 万円を超える医療費を対象として各保険者からの拠出金(国及び道が各々1/4を財政支援)を財源として交付金を交付する事業です。

共同事業交付金は予算額どおりです。

#### ⑥前期高齢者交付金

前期高齢者(65歳以上75歳未満)の財政調整制度は、保険者間で生じている前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整する仕組みで、前期高齢者加入率の全国平均を基準として、前期高齢者加入率が全保険者平均を下回る保険者は前期高齢者納付金を納付することになり、前期高齢者加入率が全保険者平均を上回る保険者は、前期高齢者交付金が交付されることとなります。

前期高齢者交付金は、予算額どおりです。

## ⑦道支出金

都道府県調整交付金などの道補助金と、高額医療費共同事業負担金など北海道から負担割合に基づいて支出される道負担金があります。

- ・都道府県調整交付金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金

道支出金 7,559 万 6 千円の増は、都道府県財政調整交付金が増となったものです。

## ⑧財産収入

基金の運用によって生じた利息です。生じた利息は、全額、歳出の「基金積立金」から基金に積み立てます。

財産収入は、1 万 4 千円の減です。

## ⑨繰入金

一般会計繰入金は、国の基準に基づくものと市の独自基準に基づくものがあり、これらの基準に基づいてさまざまな経費について繰入を行っています。市の独自基準に基づく繰入は一般会計と国保会計の間でルールを設け、そのルールに基づいて行っています。

- ・保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、財政安定化支援事業繰入金、その他一般会計繰入金等

基金繰入金は、財源補てんや国庫支出金等の精算に伴う返還のため、国民健康保険事業基金を取り崩すものです。

繰入金 1 億 1,978 万 9 千円の減は、一般会計繰入金で 4,817 万 4 千円、基金繰入金が 7,161 万 5 千円の減となったものです。

## ⑩諸収入

国保税の支払いが滞ったために生じる延滞金や、第三者行為納付金及び医療費不正請求に係る返納金等があります。

諸収入 431 万 7 千円の増は、延滞金や返納金などが増となったものです。

⑪繰越金

前年度決算で生じた剰余金を計上するものです。

繰越金は、予算額どおりです。

## 【歳出】

歳出総括表

(単位：千円)

	当初予算額	補正予算額	予算現額A	決算額B	不用額 A-B
1 総務費	438,762	▲ 44,526	394,236	380,990	13,246
2 保険給付費	12,015,452	▲ 492,785	11,522,667	11,387,600	135,067
3 後期高齢者支援金	1,989,183	▲ 5,791	1,983,392	1,983,391	1
4 前期高齢者納付金	7,226	77	7,303	7,302	1
5 老人保健拠出金	39		39	39	
6 介護納付金	711,302	▲ 14,373	696,929	696,928	1
7 共同事業拠出金	4,548,340	▲ 340,621	4,207,719	4,207,711	8
8 保健事業費	163,307	▲ 12,558	150,749	128,856	21,893
9 基金積立金	82	446,675	446,757	446,742	15
10 公債費	136		136	58	78
11 諸支出金	101,972	123,924	225,896	222,557	3,339
12 予備費	500		500		500
合計	19,976,301	▲ 339,978	19,636,323	19,462,174	174,149

### ①総務費

国民健康保険事業の管理運営に係る全般的な経費で、事業管理運営経費、徴税経費、収納率向上・医療費適正化経費、運営協議会経費などがあります。

・職員給与・手当、消耗品、印刷製本費、車両燃料代、郵便料、手数料、機器リース料、委託料等

総務費の不用額 1,324 万 6 千円は、職員給与費等の執行残です。

### ②保険給付費

療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などがあります。

保険給付費の不用額 1 億 3,506 万 7 千円は、一般被保険者及び退職被保険者等療養給付費などの執行残で、対象件数などが減となったものです。

### ③後期高齢者支援金

後期高齢者(75歳以上)医療制度の医療費は、自己負担のほか、国や市町村の負担金、現役世代からの支援金、後期高齢者の方の保険料でまかなわれていることになっています。このうち、国や市町村の公費負担が約5割、後期高齢者の方の保険料約1割で、残りの約4割を現役世代が後期高齢者支援金として負担しています。

後期高齢者支援金は、予算額どおりです。

#### ④前期高齢者納付金

制度の概要は歳入の「前期高齢者交付金」に記載しています。本市は、前期高齢者加入率が全保険者平均を上回る保険者のため前期高齢者交付金が交付されていますが、負担調整分として前期高齢者納付金を納付しています。

前期高齢者納付金は、予算額どおりです。

#### ⑤老人保健拠出金

老人保健制度は平成20年3月をもって廃止（精算分は平成22年度まで）され、後期高齢者医療制度に移行しましたが、過誤調整等により支払いが遅れるものがあることから、精算及び事務費に係る拠出金は継続して支出しております。老人保健制度において、医療費は自己負担金のほか、国や市町村の公費負担、保険者からの拠出金で賄われていました。

老人保健拠出金は、予算額どおりです。

#### ⑥介護納付金

介護サービスは、利用者負担のほか、国や市町村の公費負担、保険料（第1号被保険者（65歳以上）分、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）分）でまかなわれることになっています。保険料について、第1号被保険者は直接介護保険に納めますが、第2号被保険者は加入している各健康保険の保険者に介護納付金分保険料（税）として納めます。各保険者は、徴収した介護納付金分保険料（税）を介護納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付します。

介護納付金は、予算額どおりです。

#### ⑦共同事業拠出金

制度の概要は、歳入の「共同事業交付金」に記載しています。

共同事業拠出金は、予算額どおりです。

## ⑧保健事業費

医療保険は、本来、発生した保険事故(疾病、負傷、出産、死亡など)に対する医療給付を基本としていますが、国民健康保険における保健事業は、より積極的な事前の措置として、傷病の発生を未然に防止し、あるいは早期発見により重症化・長期化を防止し、被保険者の健康保持及びその増進を図るため、健康教育、疾病予防、健康診断等の活動を実施するものです。なお、特定健康診査は、全保険者に義務付けられています。

保健事業費の不用額 2,189 万 3 千円は、特定健康診査委託料等が減となったものです。

## ⑨基金積立金

前年度決算で生じた剰余金と基金の運用によって生じた利息を、それぞれ歳入の「繰越金」と「財産収入」に計上し、この「基金積立金」から基金に積み立てます。

基金積立金は、予算額どおりです。

## ⑩公債費

一般会計からの資金の借入に対して支払う利息です。

公債費の不用額 7 万 8 千円は、一時借入金の借入額が減となったものです。

## ⑪諸支出金

過年度分の保険税の償還金や指定公費の支出金などです。

諸支出金の不用額 333 万 9 千円は保険税償還金が減となったものです。

## ⑫予備費

予算において予定した経費の不足または未計上の経費の必要に備えて、歳出予算に計上する経費です。

予備費 50 万円の執行はありません。



## 収支と基金残高の推移

(単位：千円)

年度	単年度収支	累積収支	年度	単年度収支	基金内訳			
					前年度末基金残高	基金積立額	基金処分類	年度末基金残高
8	272,894	△3,331,409	22	437,635	0	9,203		9,203
9	520,217	△2,811,192	23	380,039	9,203	437,645	161,654	285,194
10	304,163	△2,507,029	24	396,699	285,194	380,266	199,769	465,691
11	322,139	△2,184,890	25	120,114	465,691	396,839	314,468	548,062
12	278,000	△1,906,890	26	8,494	548,062	120,364	182,934	485,492
13	133,626	△1,773,264	27	149,885	485,492	8,700	97,259	396,933
14	229,918	△1,543,346	28	446,652	396,933	149,986	155,471	391,448
15	53,793	△1,489,553	29	522,263	391,448	446,742	185,773	652,417
16	67,785	△1,421,768	30		652,417	504,231	293,872	862,776
17	56,694	△1,365,074						
18	37,150	△1,327,924						
19	162,562	△1,165,362						
20	471,275	△694,087						
21	703,289	9,202						

※基金積立額は前年度の黒字分と基金運用利子を合算したものです

※基金の処分は国庫支出金等の返還や赤字補てんによるものです

※平成30年度末基金残高は見込額となります

累積赤字の解消

## 平成 29 年度の主な取組

### 【新たな取組】

#### 【第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の策定】

苫小牧市国民健康保険では、加入者の健康保持増進を目的として平成27年度～29年度の期間において第1期データヘルス計画に基づき保健事業を展開してきましたが、第1期計画終了に伴い、糖尿病性腎症重症化予防等新たな目標も設定し、平成30年度から6年間の計画期間として第2期データヘルス計画を策定しました。また、同時期に計画期間の終了・策定となる特定健康診査等実施計画もまとめて1つの冊子としております。

第2期データヘルス計画では第1期計画からの継続指標も含め、50の指標を設定し保健事業を展開することとしております。

### 【医療費適正化・保健事業の取組】

- レセプト点検の充実
- 特定健診・特定保健指導の強化
- 柔整被保険者調査の実施
- 医療費通知の実施
- ジェネリック医薬品の利用促進
- 重複・頻回受診者への指導
- 生活習慣改善に関する出前講座の実施
- 各種ドック事業の実施
- エイズ予防啓発

### 【収納率向上の取組】

- 早期電話催告、臨戸訪問による催告
- ペイジーや臨戸訪問による口座振替の促進
- 資格疑義者への届出勧奨、所得未申告者への申告勧奨
- 不現住・居所不明者の実態調査
- 納付困難者への分割相談、減免等
- 財産調査と滞納処分の徹底
- 夜間相談窓口の開設
- 誓約書等提出の徹底
- 新規資格書対象者への臨戸訪問